

平成 23 年 6 月 16 日
国立美術館長会議決定

独立行政法人国立美術館節電計画

I. 基本的な方針

独立行政法人国立美術館は、所蔵作品（映画フィルムを含む。）等の保存・管理や入館者に対する快適な鑑賞環境の提供等に配慮しつつ、「夏期の電力需要対策について」（平成 23 年 5 月 13 日電力需給緊急対策本部）及び「電気事業法第 27 条に基づく電気使用制限」に係る通知書（平成 23 年 6 月 1 日経済産業大臣）に適切に対応するため、本節電計画にのっとり、使用最大電力を抑制する。

また、これらに止まらず、使用電力の抑制に積極的に取り組むこととする。

II. 節電計画

1. 取組期間等

- 1) 取組期間：平成 23 年 7 月 1 日から同年 9 月 22 日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 2) 取組時間帯：午前 9 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

2. 電気事業法第 27 条に基づく電気使用制限への対応

- 1) 制限を受ける美術館
 - 東京国立近代美術館本館（千代田区北の丸公園）
 - 国立西洋美術館（台東区上野公園）
 - 国立新美術館（港区六本木）
 - 東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館
(相模原市中央区高根)
- 2) 数値目標

経済産業大臣からの通知書で上記 1) の美術館毎に決定された使用電力が限度となるよう、使用電力を抑制する。

 - 東京国立近代美術館本館
：使用限度 502kW（指定電力値 590kW×使用制限率 85%）

- 東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館
：使用限度 510kW（指定電力値 600kW×使用制限率 85%）
- 国立西洋美術館
：使用限度 837kW（指定電力値 984kW×使用制限率 85%）
- 国立新美術館
：使用限度 2,711kW（指定電力値 3,189kW×使用制限率 85%）

3. 上記 2 の制限を受ける美術館以外の取組

- 1) 東京電力及び同供給区域内の特定規模電気事業者と需要契約を締結している美術館
業務内容、施設設備等を考慮し、上記 2 に準じて、それぞれ次のとおり電力の使用限度を定め、その達成に努めるものとする。
 - 東京国立近代美術館工芸館
：使用限度 128 kW（契約電力値 135 kW×使用制限率 95%）
 - 東京国立近代美術館フィルムセンター
：使用限度 412 kW（契約電力値 444 kW×使用制限率 93%）
- 2) 上記 1) 以外の美術館については、業務内容、施設設備等を考慮し、できる限り最大限の節電に努めることとする。

4. 節電に係る具体的取組

上記 1 の制限期間・制限時間帯の使用最大電力を抑制するため、以下の取組を参考にしつつ、各館の実情に応じて節電に積極的に取り組むこととする。

ただし、展示室、収蔵庫等の施設については、所蔵作品等（映画フィルムを含む。）の保存・管理に十分配慮するものとする。

1) 設備・機器等の使用抑制

□空調に係る節電

- ・部分的な運用、時間的な運用など柔軟に対応。
- ・設定温度 28 度を徹底（展示室及び収蔵庫等を除く）。
- ・節電にも役立つ軽装の励行。
- ・ブラインドを調整し直射日光を遮光。
- ・空調機のフィルター清掃。

□照明に係る節電

- ・執務室の照明は、最低基準の照度を確保しつつ大幅削減。
- ・廊下、ロビー、階段等は、安全確保を優先し極力消灯。
- ・昼休みの消灯を徹底。

- ・白熱電球の原則使用禁止（代替品のない場合を除く）。
- エレベーター、エスカレーター
 - ・必要最小限度の運転、階段利用の促進。
- 衛生設備に係る節電
 - ・給湯室，洗面台，電気温水器等の利用時間，設定温度の変更。
 - ・自動販売機の消灯、設定温度の変更。
 - ・暖房便座，温水洗浄の停止。
 - ・便所温風器（手乾かし器）の停止。
- OA機器等
 - ・一定期間使用しない場合には，電源を切る。
 - ・節電モードでの使用を徹底。
 - ・プリンタ，コピー機等の使用制限。
- その他
 - ・ノー残業デーの推進。
 - ・冷蔵庫、電気ポット等、家電機器の使用制限。
 - ・各テナントへ節電の協力要請。
 - ・サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定。
 - ・その他

2) 夏季休暇等の確実な取得

業務効率の維持等に留意しつつ，次の取組を推進する。

- ・夏季休暇の完全取得，夏季における年次休暇の計画的長期取得。
- ・超過勤務の一層の縮減。

3) その他

- ・中長期の節電にも資する設備の設置等について検討し，可能なものから着手する。

5. 公 表

- ・電気使用制限を受ける美術館の各館は節電計画を定め、法人ホームページにおいて公表する。
- ・併せて，使用制限の対象となった美術館の電気の使用状況について，経済産業大臣に提出した報告書を，使用制限の対象以外の美術館（東京電力及びその供給区域内の特定規模電気事業者との供給契約を締結している美術館に限る。）についても同様に，昨年の使用電力値との比較等を法人ホームページ等で公表する。
- ・その他必要な事項を法人ホームページ等で公表する。